

2024年12月26日

日本海ガス株式会社

政府の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による 都市ガス料金の値引きについて

日本海ガス株式会社（本社：富山県富山市、代表取締役社長 土屋 誠）は、政府の「電気・ガス料金負担軽減支援事業（以下、「本事業」）」の実施を受け、都市ガス料金の値引きを行います。

本事業は、政府が指定する値引き単価により、お客さまの使用量に応じた都市ガス料金の値引きを行った事業者に対して、その値引き原資を政府が支援するものです。

値引き後の毎月のガス料金については、弊社ホームページや「ガスご使用量のお知らせ」（検針票）等にてお知らせいたします。

なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身でのお手続きや弊社へのご連絡は必要ありません。また、値引きにあたって個人情報や手数料を求めることはありません。

■値引きの期間と値引き単価

本事業の対象期間（2025年1月使用（2月検針）分～3月使用（4月検針）分）においては、都市ガス料金に適用となる原料費調整単価から以下の値引き単価を差し引いた単価に基づきガス料金を算定いたします。

対象期間	値引き単価（税込）	標準家庭（1か月のご使用量が21m ³ ）の月額値引き額（税込）
2025年1月使用（2月検針）分～ 2月使用（3月検針）分	1m ³ あたり 10.0円	210.0円
2025年3月使用（4月検針）分	1m ³ あたり 5.0円	105.0円

※都市ガスの年間契約量が1,000万m³以上のお客さま及び発電事業者は対象外となります。

※本事業の変更等により、値引き単価や期間が変更となる場合があります。

※対象期間中のガス料金の計算方法および「ガスご使用量のお知らせ」（検針票）でのご確認方法につきましては、【別紙】をご覧ください。

※各月に適用される従量料金単価は弊社ホームページ（<https://www.ngas.co.jp/gas/toshi/>）にて、ご確認いただけます。

■本事業に関するお問い合わせ

本事業の詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス料金支援問い合わせ窓口へお問い合わせください。

「経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト」

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>

「お問い合わせ窓口」

資源エネルギー庁 電気・ガス料金支援問い合わせ窓口

TEL：0120-013-305

※受付時間：平日 9:00～17:00（2024年12月30日～2025年1月3日を除く）

